

富山県立南砺平高等学校全国募集で入学した生徒の受入れ・生活支援体制の整備及び安全・安心の確保について

令和7年2月22日
富山県教育委員会

第1（目的）

富山県立南砺平高等学校（以下「南砺平高校」といいます。）に全国募集で入学した生徒（以下「全国募集生徒」といいます。）の受入れ・生活支援体制の整備及び安全・安心の確保に必要な事項を定めるものです。

第2（南砺市及び南砺平高校との連携）

富山県教育委員会は、第1に記載した目的を達成するため、南砺市及び南砺平高校と連携を推進し、各種情報共有や連絡調整を図ります。

第3（住居及び身元引受人の確保・届出）

全国募集生徒の保護者等は、富山県内において全国募集生徒の住居を確保するとともに、次により、身元引受人を確保するものとします。

住居区分	身元引受人の確保
南砺市長が指定する下宿先	南砺市長が身元引受人となり、その実務はそれぞれの下宿先で南砺市長が確保する成年の責任者（以下「下宿先責任者」といいます。）が担います。
南砺市長が指定する下宿先以外の住居	富山県内に居住し独立して生計を営む成年者を、身元引受人として各自で確保してください。

2 保護者等は、全国募集生徒の身元引受人（下宿先責任者を含みます。）を、南砺平高校に届け出るものとします。

第4（身元引受人の役割）

身元引受人（下宿先責任者を含みます。）は、全国募集生徒の受入れ・生活支援を担うものとし、主に次のことを行います。

- (1) 居住環境の整備
- (2) 食事の提供、身の回りの世話、健康状態等の確認
- (3) 保護者等、南砺平高校及び南砺市との情報共有

第5（南砺平高校の役割）

南砺平高校は、全国募集生徒が生徒寮において円滑に生活を送ることができるよう支援するものとし、主に次のことを行います。

- (1) 生徒寮の管理運営
- (2) 身元引受人（下宿先責任者を含みます。）、保護者等及び南砺市との情報共有

第6（南砺市の役割）

南砺市は、全国募集生徒が南砺市内において円滑に生活を送ることができるよう支援するものとし、主に次のことを行います。

- (1) 居住に必要な下宿先の確保、下宿先に対する生活面でのサポートに関する必要な助言及び支援
- (2) 地域と連携した全国募集生徒の受入れ・見守り体制の構築

- (3) 南砺平高校と地域が連携した特色ある活動への支援
- (4) 市民との交流機会の確保
- (5) 保護者等、下宿先責任者、保護者等が自ら確保した身元引受人及び南砺平高校との情報共有

第7（緊急時への備え）

全国募集生徒の安全・安心の確保の観点から、南砺平高校、南砺市、保護者等、下宿先責任者、保護者等が自ら確保した身元引受人は、日頃から密接に連携するとともに、緊急時に迅速に対応できるよう万全を期すこととします。

第8（その他）

上記のほか、全国募集生徒の受入れ・生活支援体制の整備及び安全・安心の確保に必要な事項については、南砺市及び南砺平高校と協議のうえ、富山県教育委員会が定めます。